

# 鮭川村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 4,238	千円 4,256,734	千円 327,427	千円 561,628	% 13.2	% 15.2

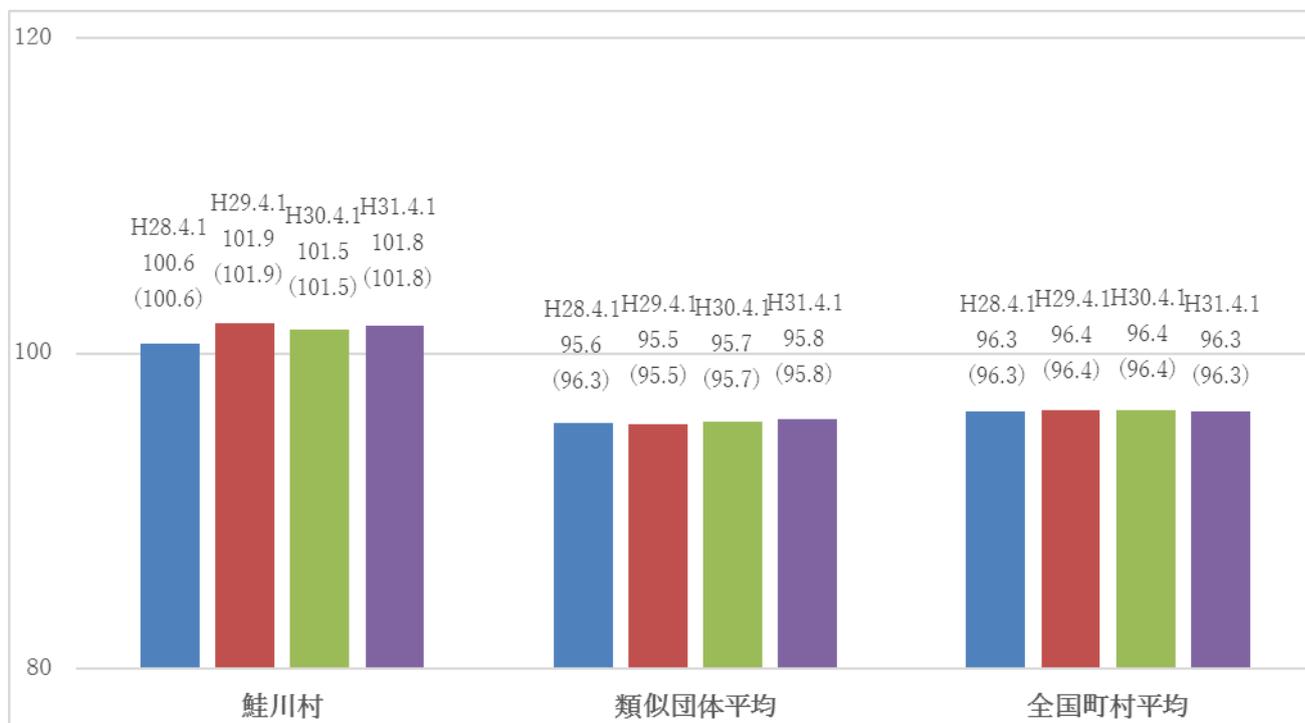
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人 72	千円 218,352	千円 30,882	千円 86,886	千円 336,120

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,668	千円 5,429

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成として在級年数の比較的若い職員も昇格し給料月額が増額となっているが、短期的解消が困難なため5～10年程度の期間、毎年の変動を分析し、給与の適正化に努めていく。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 山形県の見直し内容を踏まえ、改定。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

平成30年度の支給割合：国基準による支給割合	0%	鮭川村の支給割合	0%
平成31年度の支給割合：国基準による支給割合	0%	鮭川村の支給割合	0%

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鮭川村	36.4歳	288,900円	331,700円	314,934円
山形県	44.6歳	340,900円	424,600円	368,000円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	40.6歳	294,324円	333,931円	323,675円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢(歳)	職員数(人)	平均給料月額(円)	平均給与月額(A) (円)	平均給与月額(国比較ベース) (円)	対応する民間の類似職種	平均年齢(歳)	平均給与月額(B) (円)	
鮭川村	38.1	5	256,300	279,400	274,080	—	—	—	—
うち調理員	37.7	4	243,800	272,300	265,100	調理師	42.2	221,900	1.23
うち自動車運転手	38.0		225,400	258,300	238,600	自動車運転手	58.1	194,600	1.33
山形県	50.7	486	337,600	379,900	356,400	—	—	—	—
国	50.9	2,431	287,312	—	329,380	—	—	—	—
類似団体	49.3	2	281,989	305,091	297,464	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鮭川村	—	—	—
うち調理員	4,382,800	3,010,400	1.60
うち自動車運転手	4,204,600	2,584,200	1.63

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区	分	鮭川村	山形県	国
一般行政職	大学卒	183,600円	183,600円	180,700円
	高校卒	150,800円	150,800円	148,600円
技能労務職	高校卒	146,200円	146,200円	—
	中学卒	130,300円	134,200円	—

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

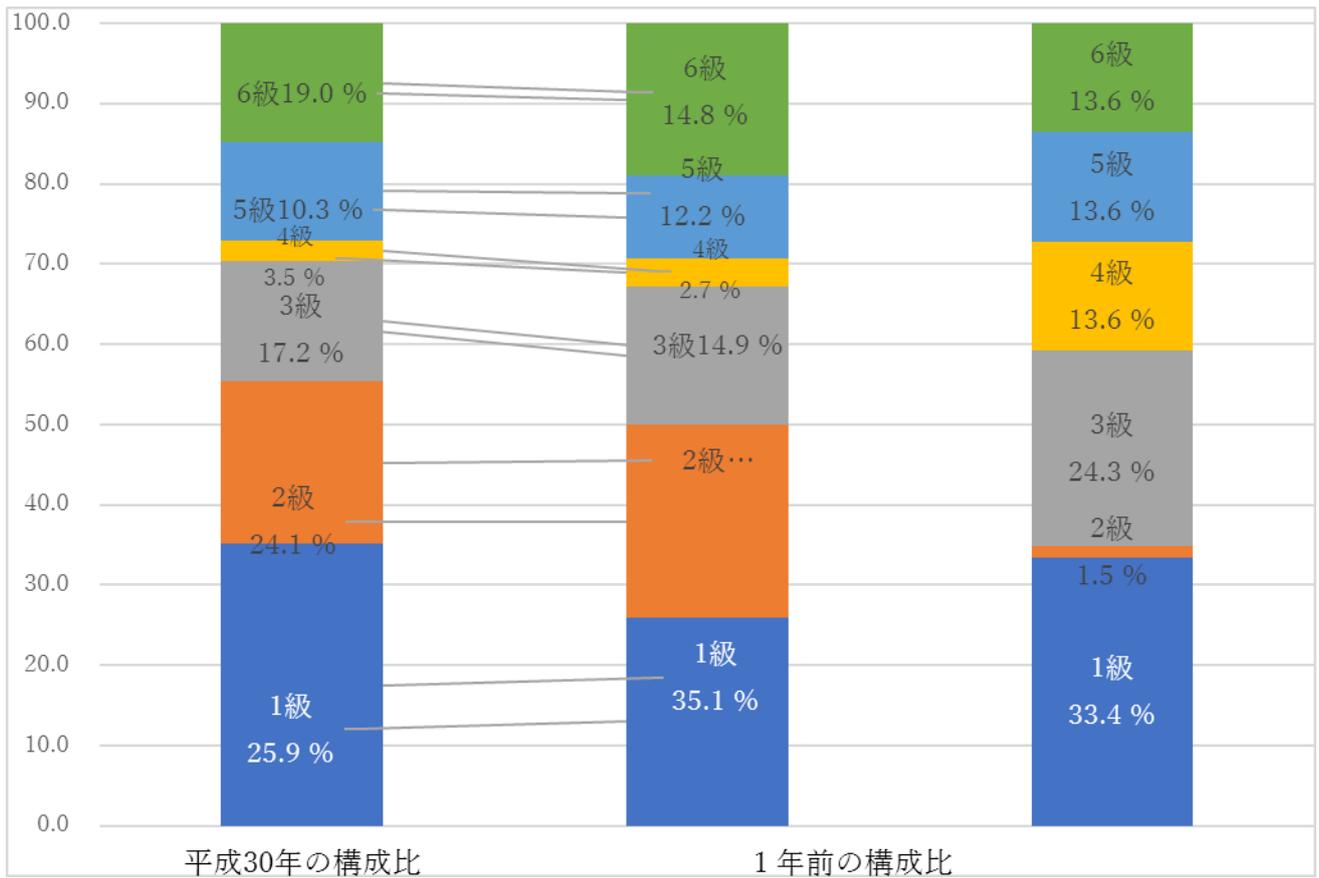
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,400円	388,500円	407,800円	—
	高校卒	268,600円	361,600円	408,400円	—
技能労務職	高校卒	243,800円	—	355,400円	—
	中学卒	—	—	—	—

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

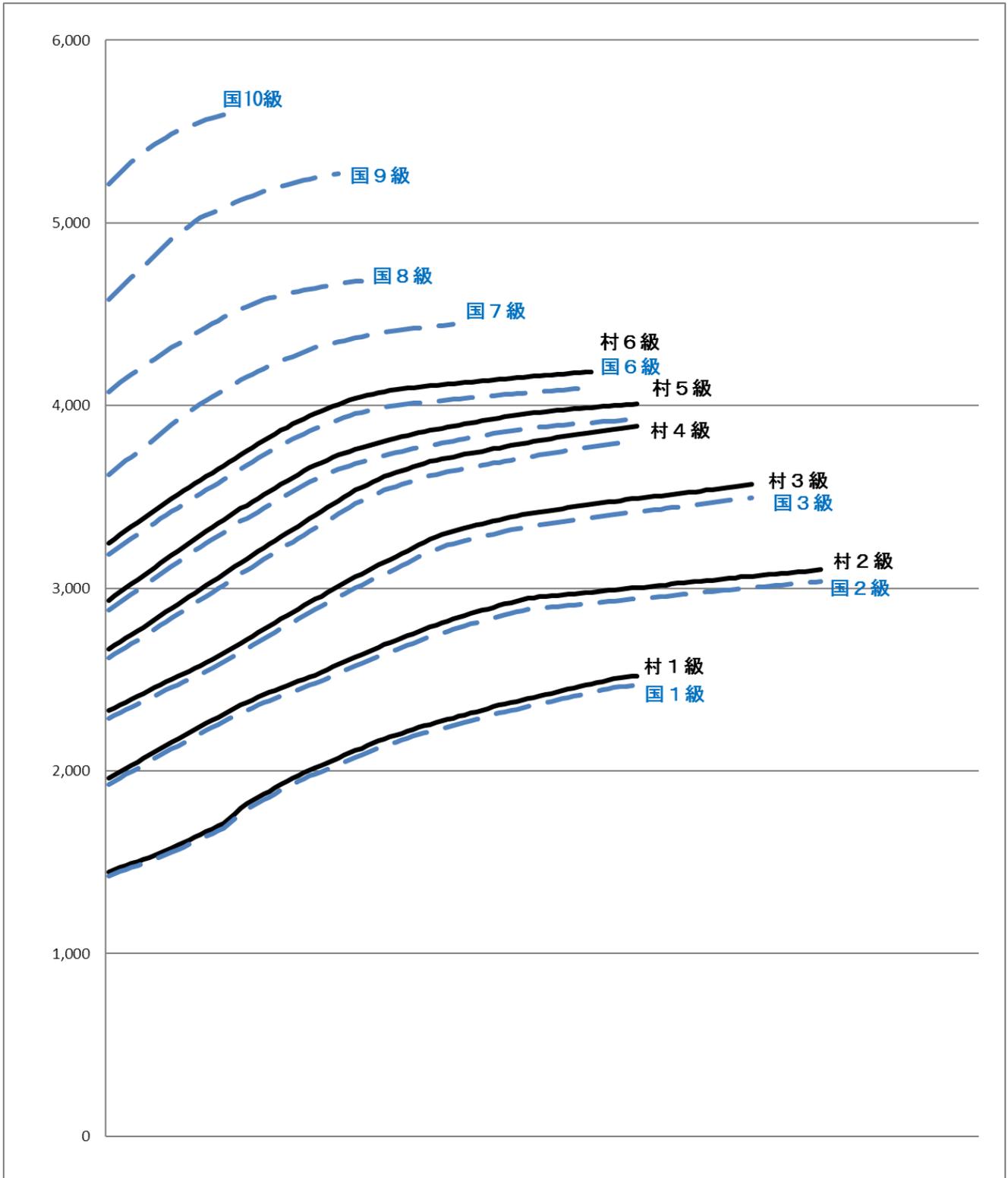
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、主事等	15人	25.9%	146,200円	252,300円
2級	主任	14人	24.1%	197,100円	310,100円
3級	係長	10人	17.2%	233,900円	357,200円
4級	冠主査	2人	3.5%	267,500円	388,900円
5級	課長補佐等	6人	10.3%	294,000円	401,100円
6級	課長等	11人	19.0%	325,200円	418,600円

- (注) 1 鮭川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



## (2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分	○		○	
標準、下位の区分	○		○	
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

鮭川村	山形県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1,330千円	1人当たり平均支給額（30年度） 1,713千円	—
（30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	（30年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.40)月分 (0.90)月分	（30年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 31 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	

上位、標準の成績率	○		○	
標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## (2) 退職手当（31年4月1日現在）

鮭川村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.7090月分	47.709月分	最高限度額	47.7090月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
職制、職務の級等による加算措置					
1人当たり平均支給額 22,405千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当（31年4月1日現在）

制度なし

## (4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）			0%	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特定毒物作業手当	害虫防除作業の従事者	特定毒物の散布等作業	0千円	日額300円
死体取扱作業手当	死体取扱作業の従事者	死体取扱作業（警察職員が行う死体検視の補助作業を含む。）	0千円	日額300円
災害危険手当	火災状況調査の従事者	火災時の火災現場における火災状況調査業務	0千円	1回300円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	12,190 千円
職員1人当たり平均支給額（30年度決算）	193 千円
支給実績（29年度決算）	12,442 千円
職員1人当たり平均支給額（29年度決算）	209 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

### (6) その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・配偶者等 月額6,500円 ・子1人につき 月額10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について1人につき5,000円加算	同じ	—	8,382 千円	214,923円
住居手当	借家 限度額月額27,000円	同じ	—	2,813 千円	255,740円
通勤手当	・交通機関利用 限度額月額55,000円 ・自動車等 通勤距離に応じて 月額2,500～31,300円	異なる	国の制度 自動車等 通勤距離に 応じて 月額2,000円～ 31,600円	5,071 千円	67,612円
管理職手当	・課長,室長 41,600円 ・課内室長,主幹 20,800円	異なる	国の制度 俸給の特別調 整額として支 給(46,300円～ 139,300円)	5,116 千円	465,055円
単身赴任手当	月額 基礎額 23,000円 + 距離に応じ加算 (最高加算額45,000円)	異なる	国の制度 月額基礎額 26,000円+距 離に応じ加算 (最高58,000 円)	0 千円	円
休日勤務手当	祝日法による休日や年末年始等の正規の勤務時間に勤務した時間1時間あたり給与の100分の125～150	異なる	国の制度 正規の勤務時 間に勤務した 時間1時間あた り給与の100分 の135	0 千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間1時間につき1時間あたりの給与の100分の25	同じ	—	0 千円	円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合1回あたり定額 (最高12,000円)	同じ	—	45 千円	7,500円

寒冷地手当	支給対象地域に在勤する職員 の世帯区分に応じ11月～ 3月まで月額定額 (月額最高17,800円)	同じ	—	5,168 千円	65,412円
災害派遣手当	災害復旧等のため、災害対 策基本法等に基づき国等か ら派遣された職員に対し日 額定額 (日額最高6,620円)	/		0 千円	

## 5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	820,000 円 ( - 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000円/492,000円
	副 市 町 村 長	620,000 円 ( - 円 )	667,000円/443,000円
報 酬	議 長	310,000 円 ( - 円 )	316,000円/186,300円
	副 議 長	250,000 円 ( - 円 )	253,000円/129,600円
	議 員	230,000 円 ( - 円 )	230,000円/109,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 3.40月分	
	議 長 副 議 員	(30年度支給割合) 3.40月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) 820,000円×在職月数×0.567=22,317,120円 620,000円×在職月数×0.331= 9,850,560円	(支給時期) 任期毎又は通算 任期毎又は通算
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

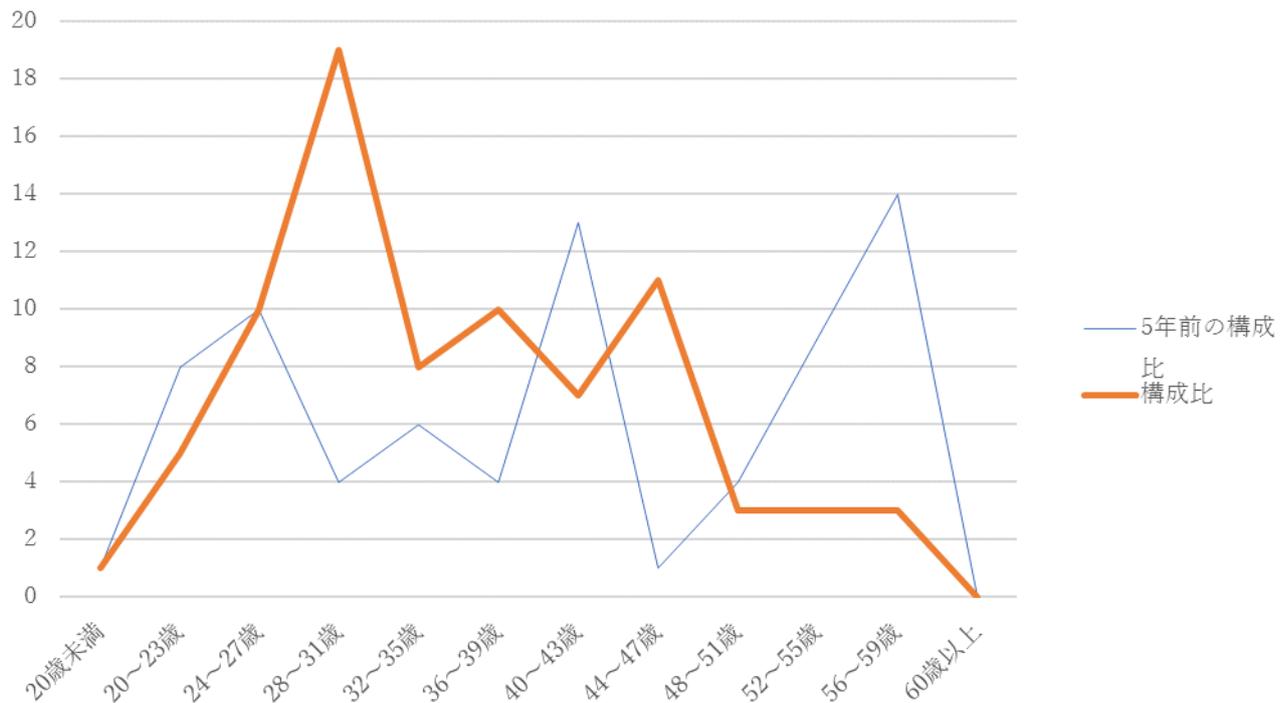
部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年	平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	▲ 1	育休者を課付としたため 育休取得による他課への補充に伴う減員	
		総務	18	19			
		税務	4	3			
		労働	0	0			
		農林水産	7	8			
		商工	2	2			
		土木	6	6			
		民生	20	20			
		衛 生	4	4			
		計	62	63			
	教育部門	10	10				
	消防部門	0	0				
	小 計	72	73	1			
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	2	2			
		そ の 他	5	5			
		小 計	7	7			
合 計		79	80	[ - ]			
		[ 94 ]	[ 94 ]	[ - ]			

(各年4月1日現在)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (31年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	5人	10人	19人	8人	10人	7人	11人	3人	3人	3人	0人	80人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	58	62	62	62	62	63	5人(7.9%)
教育	11	10	10	9	10	10	▲1人(-10%)
普通会計計	69	72	72	71	72	73	4人(5.5%)
公営企業等会計計	6	7	8	8	7	7	1人(14.3%)
総合計	75	79	80	79	79	80	5人(6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。